

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（176）

2. 日 時：令和2年8月18日（火）13時00分～14時55分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、荒川安全審査官、加藤安全審査官

検査グループ専門検査部門

松本主任原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他3名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（その8）について、資料に基づいて説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

- ・昭和56年の建築基準法改正以降に設置した第3廃棄物処理棟、減容処理棟及び解体分別保管棟について、今回、実状に合わせたモデル化、実態に近い評価手法の採用等を踏まえた構造計算を実施するに至った経緯を示すこと。
- ・許容応力度が基準を満たさなかった箇所が、耐震補強によってどの程度改善されるのか示すこと。
- ・使用前事業者検査の検査項目に漏れがないか、本件工事の施工方法を考慮して記載の検査方法により確実に検査可能かを確認すること。

（3）原子力規制庁から、令和2年7月31日付けで申請のあった原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請（※）について、主に以下の点について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

- ・排水貯留ポンドの漏えい警報装置の運用に係る追加について、保安規定に定めるべき内容であるか判断する観点から、希釈処理により排水濃度限度（告示濃度）以下となる時点と警報設定をONにするタイミングを説明すること。

- ・保管廃棄施設・Lにおける線量制限の追加について、保管廃棄中の内容のみならず、保管廃棄作業により鋼製蓋等が設置されていない場合の線量制限等の内容について示すこと。

6. 配付資料

資料 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その8）申請概要
【第1編 第3廃棄物処理棟の耐震補強】【第2編 減容処理棟の耐震補強】
【第3編 解体分別保管棟の耐震補強】（案）

・関連ページ

※ [日本原子力研究開発機構から原子炉施設保安規定の変更認可申請書を受理](#)